

火山噴火等による潮位変化に関する情報のあり方検討会  
規約

(名称)

第1条 本検討会は、「火山噴火等による潮位変化に関する情報のあり方検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、フンガ・トンガ・フンガ・ハアパイ火山の噴火をふまえ、火山噴火等による潮位変化に関する気象庁の情報提供における課題に対応するため、防災対応に資する情報のあり方について必要な検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、地震火山部長が任命する。

(検討会)

第4条 検討会には座長及び副座長を置き、検討会に属する委員のうちから、地震火山部長が指名する。

- 2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 副座長は、座長を補佐するとともに、座長不在時は代理で検討会の議事を整理する。
- 5 検討会は、原則として公開で開催する。
- 6 検討会の配付資料は、気象庁ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 7 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、各委員に確認後、座長了承の上、気象庁ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は気象庁とし、気象庁地震火山部地震津波監視課地震津波防災推進室において総括する。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

第7条 この規約は、令和4年5月10日から施行する。